

柴監告示第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 3 年 2 月 5 日

柴田町監査委員 大 宮 正 博

柴田町監査委員 桜 場 政 行

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第 199 条第 4 項の規定による監査）

2 監査を実施した監査委員

柴田町監査委員 大宮 正博

柴田町監査委員 桜場 政行

3 監査の概要

(1) 監査の対象

令和 2 年度財務事務の執行及び財産の管理状況

(2) 実施年月日及び対象

| 実施年月日           | 社会教育施設     |                   |
|-----------------|------------|-------------------|
| 令和 3 年 1 月 27 日 | 船迫生涯学習センター | しばたの郷土館<br>柴田町図書館 |
| 令和 3 年 1 月 28 日 | 槻木生涯学習センター | 船岡生涯学習センター        |

(3) 監査の場所

各社会教育施設

(4) 監査の方法

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、あらかじめ提出を求めた資料及び関係資料に基づき、事務の執行状況等を担当職員から説明を受けるなどの方法により実施した。

4 監査の結果

適正かつ効率的に執行されていると認められた。